

川崎市立平中学校いじめ防止基本方針

1. 令和6年度 学校経営方針

<p>学校教育目標（開校昭和61年度より）</p> <p>自ら学び深く考える人になろう（自学）</p> <p>向上心を持ち正義を愛する人になろう（正義）</p> <p>思いやりがあり信頼される人になろう（信頼）</p>

<p>学校経営の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的生活習慣・基礎学力の定着・心身の健康向上 ・ 自主性・主体性の育成 ・ 豊かな心情と自尊感情の育成 ・ 地域とともにある、信頼される学校 <p>重点目標「生徒一人ひとりを大切にする学校」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的自立に必要な能力・態度（社会常識・考える力・対話力・判断力）を育成する ○ 実践活動、体験活動を通して、互いを認め学び合う、共生・協働の精神を育成する ○ 生徒の将来を考え、家庭や地域との連携を深め、協力関係をさらに推進する ○ 地域に根ざし、地域力を生かした学校づくりを推進する ○ 教職員がチームとして学び合える職場環境を推進する 	
学習指導	<p>魅力ある「わかる授業」の推進し、主体的に取り組む態度の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った学習指導と評価の一体化 ② 個に応じた学習課題設定と、時代に応じた教材教具を活用した授業の推進 (川崎市学習状況調査、スタディ・ログ、GIGA端末の活用) ③ 教科横断的な学習活動（各教科・領域・総合的な学習）の実施と生きる力の育成 ④ 言語活動の充実と読書指導の推進
生徒指導	<p>心のつながりを大切にした生徒指導と、迅速で的確な初動体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生徒に寄り添い傾聴を心がけた教育相談の充実と生徒との信頼関係づくりの推進 ② スクールカウンセラー、外部人材や関係機関と連携し、生徒の将来を考えた指導の推進 ③ 共生*共育・人権尊重教育を推進し、いじめや暴力の未然防止と許さない環境づくりの推進 ④ 生徒観察、居場所づくりと自尊感情の育成を推進し、不登校の未然防止及び早期対応の推進
特別活動指導	<p>感動する心の育成と生徒の主体的生徒活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生徒の主体性を生かした学級・学年活動、生徒会・委員会活動の推進 ② 学校行事を通じた「チャレンジ精神」「共生・協働の精神」の育成
道徳指導	<p>対話力を育成し、考え、議論する道徳の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 道徳的な課題に対し、一人ひとりが自分自身の問題と捉え向き合うことのできる授業の実践 ② 他者理解を通して、思いやり、優しさ、誠実さのある豊かな心の育成
キャリア在り方生き方教育指導	<p>将来を見通し、社会で生きていくための資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「キャリア・パスポート」を活用した計画的・系統的な取組の推進 ② 社会的自立に向けた、職場訪問・職場体験の実施と進路指導 ③ SDGs、かわさきパラムーブメント等の視点を取り入れた指導の継続 ④ 川崎市制100周年を意識した取組の継続
健康安全指導	<p>個に応じた心身の健康づくりと、安全・安心な学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 心身共に健康な体づくりの実践（健康教育） ② 安全・安心で生活しやすい環境づくりの見直し（防災教育、清掃環境美化活動） ③ 健康給食と学校農園活動を踏まえた食育教育の実践
部活動	<p>生徒に寄り添った指導と部活動の在り方の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 部活動を通して、人間関係の構築と個の能力向上の実践 ② 学校全体で部活動を推進し、健全な心身の育成の実践

開かれた学校づくり	<p>地域とともにある、信頼される開かれた学校づくりの推進</p> <p>①保護者と地域の教育力を生かす生徒活動の実践（ふれあいフェスティバル・地域に学ぶ会）</p> <p>②地域との連携（コミュニティ・スクール、地域教育会議、教育懇話会）</p> <p>③学校からの情報発信の充実（ホームページ・平だよりの活用）</p> <p>④学校評価を次年度の学校運営への活用</p>
支援教育	<p>個に応じた適切な支援の推進と個別最適な学びの推進（COCOLOプラン）</p> <p>①生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援と計画的指導の実践</p> <p>②支援教育コーディネーターと外部機関の活用</p>
小中連携等	<p>学区内小学校及び各施設との交流推進</p> <p>①小学校児童・保護者への授業参観、体験入学等の充実</p> <p>②6年生対象の授業、部活動体験、5年生とのボランティア活動等を通して児童生徒交流の実践</p> <p>③小中連携事業を通して、教職員の交流の実践</p>

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート、教育相談を実施します

定期的な学校生活アンケートを活用しその内容を確認したうえで、教育相談を行い、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

主任会（校長、教頭、教務主任、学年主任、支援級主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭）で構成する。

※ケース会議では、主任会及び、学級担任、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、部活動顧問も状況に応じて参加する。

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、生徒指導担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、教務主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・道徳教育、かわさき共生＊共育との連携・・・・・・・・・・・・（各学年主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、生徒指導担当）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
 - 1年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 2年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 3年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 支援級・・・・・・・・・・・・（支援級主任）
 - 保健・健康面での相談・・（養護教諭）
 - 特別な教育的ニーズのある生徒への対応・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、教頭、SC、SSW）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、
支援教育コーディネーター、教頭）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部、生活福祉委員会との連携・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、特別活動指導部主任）
- ・PTAとの連携・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当者）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・児童相談所、宮前区・教育担当等との連携・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）

7. 令和6年度いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針や重点目標、年間指導計画等の確認、対策会議構成員と役割分担の確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に関する生徒指導研修の実施 ・携帯・スマートフォン教室の実施 ・授業参観と懇談会の実施 ○1年生家庭訪問と2、3年生教育相談の実施 ・「かわさき共生＊共育プログラム」の年間指導計画の確認 ・公開授業、効果測定の実施、評価評定・部活動説明会の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・体育祭を通して生徒の交流及び地域住民や保護者との交流 ・1年生教育相談の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・【生徒指導点検強化月間】の取組（いじめに関するアンケート実施） ・生徒総会の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールの開催 ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ○希望三者面談、教育相談の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・いじめの防止対策に関する研修の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認 ・SOS の出し方、受け止め方教育、授業の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ○全生徒三者面談の実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・【生徒指導点検強化週間】の取組（いじめに関するアンケート実施）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ○教育相談の実施 ・生徒保護者教職員への学校生活・教育活動についてのアンケートの実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・学校生活・教育活動についてのアンケート結果等を踏まえた自己評価の実施
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・【学校体制振り返り月間】の取組 ・コミュニティ・スクールの実施 ・学校評価の結果等に基づく今年度の成果や課題等の検証
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・懇談会、教育相談の実施 ・来年度に向けての基本方針等の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

学校としての取組

- 教育相談実施に向けた事前アンケートの実施（４月、６月、１２月、２月）
→アンケート回答結果による個々の生徒の意識や実態等の把握
- 効果測定の実施（４月、９月、１２月）
- 教育相談の実施（４月、５月（１年）、７月、１２月、３月）
→担任等との面談による個々の生徒の意識や実態等の把握
- 道徳や特別活動等における人権尊重教育の実施
→自尊感情や他者を思いやる心の育成
- かわさき共生＊共育プログラムの実施
→生徒相互の望ましい人間関係の構築
- いじめ防止標語の募集
→生徒のいじめ防止に対する意識の高揚
- 授業参観・懇談会、希望者三者面談の実施（４月、７月、１２月、３月）
→保護者による生徒の学校生活の様子の把握

生徒の自主的な取組

- 学校行事の開催
→体育祭、合唱コンクール、文化祭、学年行事への運営・参加を通して、集団活動等による人間関係作り
- 生徒総会の開催（２回）
→年間テーマの決定、委員会活動、部活動の年間活動振り返り
- 生徒集会の実施（月１回）
→いじめ防止の呼びかけや学年からの発表、集団活動等による人間関係づくり
- 生徒会や生活福祉委員会が分担しての朝のあいさつ運動の実施（毎日）
→明るく元気な学校づくり、生徒の仲間意識を高める取組
- 学年、生徒会、委員会等による環境整備活動等の実施
→地域への奉仕やボランティア活動への意識を高める取組
- 生活福祉委員会が主体となって行う募金活動やエコキャップ回収の実施
→思いやりや福祉への意識づくり
- 小学校との交流
→地域教育会議と連携した平瀬川清掃ボランティア活動、こども会議の開催等による小学校との交流

保護者の取組(PTA 活動)

- ふれあいフェスティバルの実施（予定）
→バザーや販売体験活動等を通して、生徒・保護者と地域の方々との交流

地域住民の取組

- ふれあいフェスティバル、環境整備、学校農園での栽培の実施
 - ふれあい時間の共有、教育懇話会からの学びと交流
- 職場訪問、職場体験、ボランティア活動の実施
 - 体験活動等を通して、生徒や地域住民との交流及び連携・協力。
地域教育会議と連携した平瀬川清掃ボランティア活動の実施